

発議第7号

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、つくばみらい市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和5年12月8日 提出

つくばみらい市議会議長 伊藤正実様

提出者 つくばみらい市議会議員 染谷 礼子

賛成者 つくばみらい市議会議員 高木 寛房

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員 古川 よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 誠巳

賛成者 つくばみらい市議会議員 中山 栄一

賛成者 つくばみらい市議会議員 鐘ヶ江 礼生奈

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 高宏

提案理由

予算特別委員会、補正予算特別委員会及び決算特別委員会を一体とした常任委員会とし、常に委員会を開催可能な対応をするため、委員会条例の一部を改正するものです。

## つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市議会委員会条例（平成18年つくばみらい市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「議員は」の次に「、予算決算常任委員会の委員のほか」を加え、同条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 予算決算常任委員会 17人 予算及び決算に関する事項

### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

つくばみらい市議会委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第143号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管と議会運営委員会の委員の定数)</p> <p>第2条 議員は、<u>予算決算常任委員会の委員のほか</u>、少なくとも1の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管と議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人 市長公室、総務部、会計課及び議会事務局の所管に関する事項並びに他の常任委員会に関しない事項</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 6人 保健福祉部及び教育委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 経済常任委員会 6人 市民経済部、都市建設部及び農業委員会の所管に関する事項</p> <p><u>(4) 予算決算常任委員会 17人 予算及び決算に関する事項</u></p> <p><u>(5) 議会運営委員会 8人</u></p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管と議会運営委員会の委員の定数)</p> <p>第2条 議員は_____、少なくとも1の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管と議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人 市長公室、総務部、会計課及び議会事務局の所管に関する事項並びに他の常任委員会に関しない事項</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 6人 保健福祉部及び教育委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 経済常任委員会 6人 市民経済部、都市建設部及び農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 議会運営委員会 8人</u></p>